

働き方改革関連法に関する学習会

この研修会は、働き方改革関連法に関する影響と対応について学び、労務環境の整備と再点検を目的に広く生協の役職員に参加を呼びかけ開催いたしました。

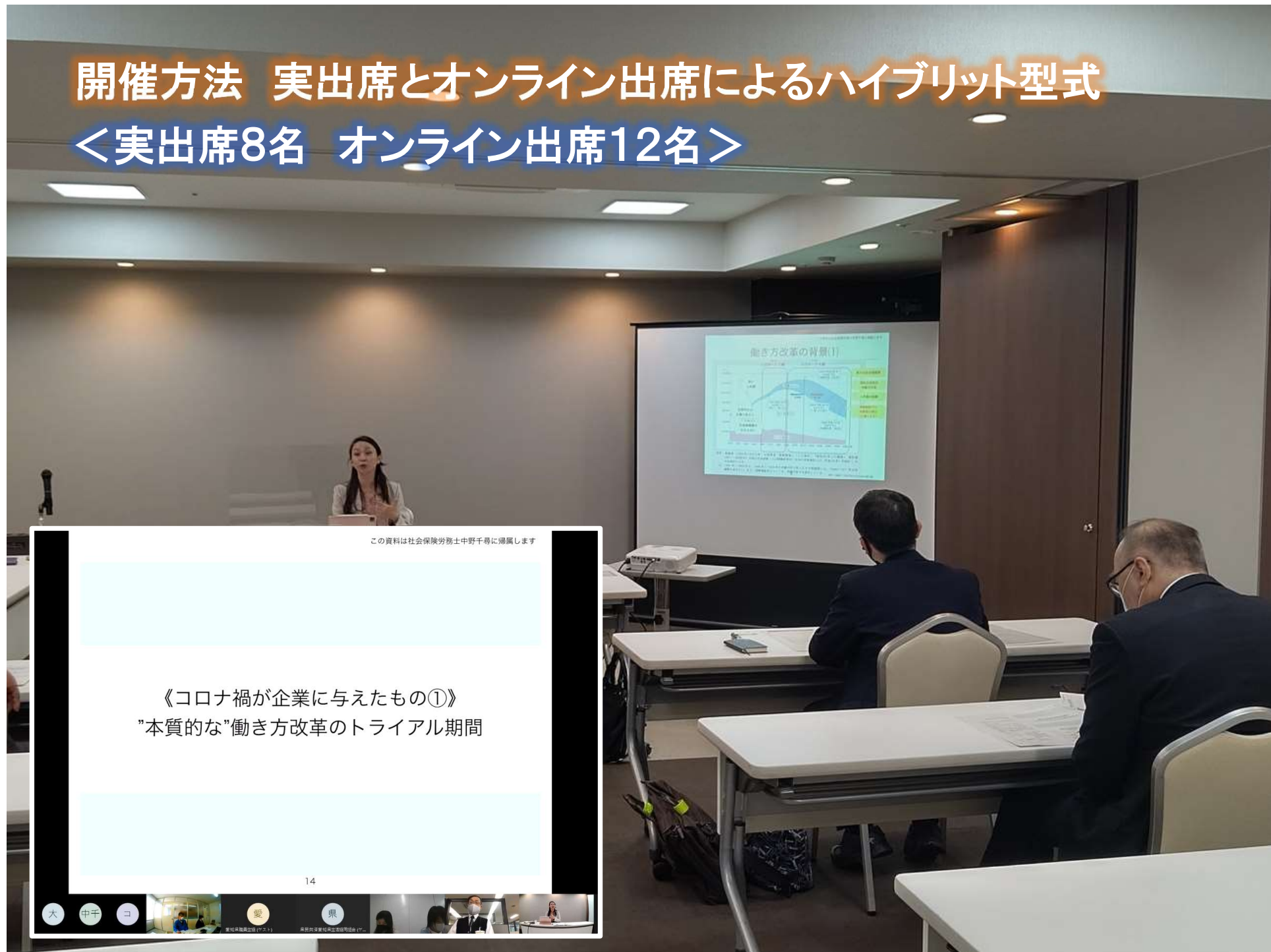
- ◇日時 令和3年2月24日(水) 午後2時から午後3時50分
- ◇場所 金山ホテル2階AB会議室
- ◇講師 社会保険労務士法人 あつた労務
社会保険労務士 中野千尋様

20名(11生協17名、県連3名)

コープあいち1名、一宮2名、トヨタ2名、かりや愛知中央1名、愛知県職員2名、愛知県警察職員2名、トヨタ車体2名、愛知労済2名、名古屋市民火災共済1名、アイチョイス1名、県民共済1名、県連事務局2名

開催方法 実出席とオンライン出席によるハイブリット型式

＜実出席8名 オンライン出席12名＞



この資料は社会保険労務士中野千尋に帰属します

《コロナ禍が企業に与えたもの①》
”本質的な”働き方改革のトライアル期間

14

大

中千

コ

愛

県

東海労働組合連合会 (VTC)

高松市労働組合連合会 (VTC)

タイトル 働き方改革関連法施行後の社会変化と今後の対応

(1) 働き方改革&コロナ禍と働き方の変化

- ・個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方
- ・働き方改革の効果と実態調査
⇒長時間労働の是正、業務の見直し・標準化
- ・コロナ禍が企業に与えたもの
⇒テレワーク勤務、従業員が求める”本音”の顕在化
経営層への改革意欲など、従業員が「この会社で働き続けたい」と思える動機付け”働き方改革”が求められる

(2) 法律の理解

- ・働き方改革の二本柱
「労働時間法制の見直し」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」
- ・同一労働同一賃金法改正で求められること
「均等待遇」「均衡待遇」「説明義務」

タイトル 働き方改革関連法施行後の社会変化と今後の対応

(3)同一労働同一賃金対応方法

・均等待遇

⇒“職務の内容””変更の範囲”が全く同じならば、同じ待遇にする

・説明義務

⇒対象従業員から“待遇の相違”“その理由”の説明を求められたら説明が必要

(4)中小企業のあるべき姿

・差がある場合は、不合理でない様になっていること

・有期、パートタイム規程は、正社員規程とは別に独立で作られていること

・契約書の「更新条項」が適切に表記されていること

・待遇の性質や目的が「誤解されない表現」で規程に記載されている状態にすること

・説明が求められたときに、説明できるツールやスクリプトがあること